

令和6年度 9月補正予算の概要

令和6年8月19日

令和6年度一般会計9月補正予算の概要

補正前の予算額

1, 205億1, 008万円

補 正 額

14億8, 498万円

補正後の予算額

1, 219億9, 506万円

【対前年度同期比 46億5, 985万円（4.0%）の増】

令和6年度一般会計9月補正予算

項目	補正額
物価高騰対策支援事業 (学校等給食物価高騰対策支援事業など)	1億 143万円
中消防署西分署整備事業	2, 002万円
木造住宅耐震化促進事業	1, 354万円
過年度実績の精算等による国県支出金の返還金 (生活保護費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種 対策費負担金など)	5億1, 866万円
その他(決算剰余金積立金 8億567万円 など)	8億3, 133万円
合計	14億8, 498万円

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

物価高騰対策支援事業①

物価高騰の影響を受けている学校、高速船運航事業者、
保育施設、市施設指定管理者等に対する支援

1億 143万円

事業名	予算額
学校等給食物価高騰対策支援事業 給食食材費の高騰が続いている中で、安定した給食提供を行うための幼稚園、小・中・義務教育学校に対する追加支援(物価上昇率6%相当・7か月分)	3, 593万円
高速船運航事業者運航継続支援事業 物価高騰の影響を受け、利用者の回復が鈍化している高速船運航事業者に対する支援	3, 450万円

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

物価高騰対策支援事業②

事業名	予算額
民間保育施設等物価高騰対策支援事業 民間保育所等(22施設)、民間認定こども園(18施設)、児童館(2施設)、子育て支援センター(3施設)に対する電気料金等高騰分の一部支援	965万円
私立幼稚園・中学校等物価高騰対策支援事業 私立幼稚園等(6園)、私立中学校等(4校)に対する電気料金等高騰分の一部支援	262万円
放課後児童クラブ物価高騰対策支援事業 放課後児童クラブ(93支援)に対する電気料金高騰分の一部支援	164万円
指定管理者等物価高騰対策支援事業 市スポーツ施設、観光施設、農林業振興施設の指定管理者及び中央学校給食センター給食調理・配送等業務委託事業者に対する電気料金等高騰分の一部支援	1,709万円

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

中消防署西分署整備事業

老朽化した西分署の新築整備
造成・外構工事及び建築・電気・機械工事

※継続費を設定して、令和6・7年度で実施

令和6年度 2, 000万円

令和7年度 7億 548万円

合 計 7億2, 548万円

2, 002万円

内 容

女性職員が勤務できるよう、トイレや仮眠室を整備
救急消毒室の確保
救命講習のスペース確保

スケジュール

令和6年5月～9月 旧西分署解体工事（施工中）
令和6年12月～令和7年6月 造成・外構工事
令和7年4月～令和8年3月 建築・電気・機械工事
令和8年3月 供用開始

令和6年度一般会計9月補正予算 主な事業

木造住宅耐震化促進事業

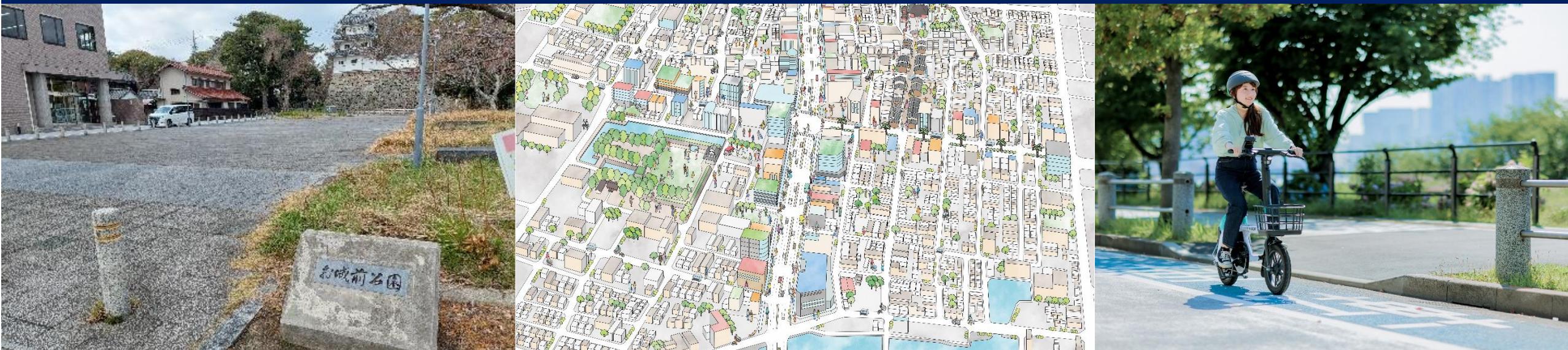
木造住宅の耐震補強工事等に対する補助の拡充

1, 354万円

	R5当初予算	R6当初予算(拡充前)	補正額	補正後予算(拡充後)
耐震補強 計画	162万円	162万円(9件) 補助額上限18万円 (設置費の2/3)	204万円	366万円(15件) 補助額上限18万円(設置費の全額) *精密診断法の場合34万円
耐震補強 工事	1, 080万円	1, 800万円(15件) 補助額上限100万円	750万円	2, 550万円(15件) 補助額上限150万円
耐震診断	1, 723万円	2, 360万円(500件)	—	2, 360万円(500件)
その他(除 却工事等)	4, 205万円	4, 355万円	—	4, 355万円
【新規】耐震シェルター設置			400万円	400万円(6件) 補助額上限100万円
合計	7, 170万円	8, 677万円	1, 354万円	1億 31万円

エリアプラットフォーム「大門・丸之内 未来のまちづくり」

大門・丸之内地区で 新たな取組を開始



令和6年8月19日

大門・丸之内地区の新たなまちづくり

これまでの経過

令和3年度

現況調査・分析
及び課題整理・
方向性の検討

津市大門・丸之内地区
未来ビジョン策定委員会
の設置

令和4年度

エリアプラットフォーム

「大門・丸之内 未来のまちづくり」の設立

津市大門・丸之内地区未来ビジョン の策定

令和5年3月20日

エリアプラットフォーム「大門・丸之内 未来のまちづくり」

構成員

令和6年8月現在

まちづくり会社	株式会社まちづくり津夢時風
自治会	敬和地区自治会連合会 養正地区自治会連合会
商工団体	公益社団法人津青年会議所 津商工会議所
商店街	津市大門大通り商店街振興組合 津市大門商店街商業協同組合 丸之内商店街振興組合

+

オブザーバー3名

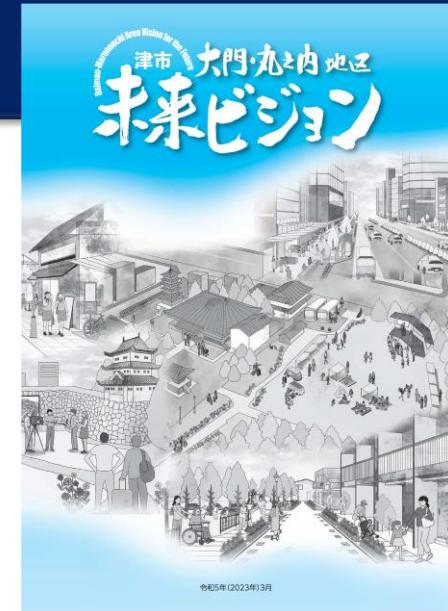
賛助会員51名(団体)

企業	岡三証券株式会社 株式会社津センターパレス 株式会社津松菱 株式会社百五銀行 Hotel 津 Center Palace 三重交通株式会社
市民参画者	市民参画者 2名
行政	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所 三重県県土整備部 津市都市計画部、商工観光部

未来ビジョンの目標とリーディングプロジェクト

未来ビジョンに5つの目標を掲げるとともに、特に優先的、重点的、横断的に取り組むべき施策 「リーディングプロジェクト」を設定

令和5年度からエリアプラットフォームが主体となり、
未来ビジョンに基づく取組を展開中



目標1 人が集い、交流、活動できるまち

- お城公園、お城前公園、観音公園、津市まん中広場などの活用

市民主体イベント等への開放、ライトアップ等の検討、市民による清掃活動等の実施 など

目標2 楽しく歩いて回遊できるまち

- 立町・大門大通り、国道23号の活用

立町・大門大通り、国道23号(丸之内商店街エリア)の実験的な取組の実施

- 新たな移動手段の導入

シェアサイクルの試行、次世代モビリティ検討、アプリ等を活用した来訪促進 など

目標3 エリア価値の高いまち

- 空き地・空き家・空き店舗の活用

空き家・空き店舗の実態調査、物件情報の発信、空き店舗を活用した出店への支援 など

目標4 魅力情報が発信されるまち

- 地域が一体となった情報発信

地域のホームページ等の作成・運用、SNSを活用した発信、プレスリリースの強化 など

目標5 持続可能なまち

- 清潔な空間づくり、安全・安心なまちづくり

公共空間の清掃・美化、防災対策活動の活性化、防犯対策の実施 など

令和5年度の主な取組

エリアプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

道路空間活用実験「ふらっと大門・丸之内」

	丸之内エリア	大門エリア
実施日	令和5年10月25日～31日	令和5年11月7日～13日
実施場所	国道23号丸之内商店街道路	立町・大門大通り商店街道路
目的	(ア)恒常的な賑わい創出の可能性の検証 (イ)道路空間の新たな活用の可能性や将来のあり方を検証	
結果	・恒常的な賑わい創出の可能性は十分に高いことが判明 ・道路空間の新たな活用・将来のあり方について、実験結果を基に、エリアプラットフォームで更なる研究・検討を進めることとなった。	



丸之内エリア



大門エリア

清掃・美化活動

津市まん中広場への花苗植栽活動



令和5年 6月 新規植栽
令和5年12月 植え替え

活動参加者
延べ107名

情報発信

情報発信ツールの 検討・開設・運用

- 公式LINE・Instagramを開設
- LINEクーポン機能を活用した
来訪施策を試行

大門・丸之内 未来のまちづくり
LINE 公式アカウント

その場で使える

割引クーポンを配布します！

期間 3/18(月) ▶ 3/24(日)



割引クーポン利用方法

- QRコードを読み取って
公式LINEを友だち追加
- ボタンをタップして
クーポン画面へ移行
- 今すぐ登録 /
LINE QRコード
or
LINE QRコード
をタップしてGET
- 店頭スタッフへ画面を
提示してクーポン利用

《利用可能店舗》※下記のいずれかの店舗で1回のみ利用可能 (※TTE)
海鮮和食処 魚丸 / Cafe&LiveBar Bran / 21's BALLOON
甘味処 韓食 / とらや本舗 / グレイスキタムラ / 脂鯉しげる



1 シェアサイクルの導入実験

利便性の高い交通手段であるシェアサイクルを実験的に導入し、交通拠点からの来訪性や地区内の回遊性が向上するかを検証

2 ふらっと大門・丸之内 まんなかランチひろば

津市まん中広場における恒常的な賑わい創出に向けた取組

3 公園空間活用実験 「ふらっと大門・丸之内@お城前公園」

居心地のいい公園空間を創出した場合に、人が来訪・滞留するかの検証、公園の利用促進と新たな活用方法の発信、民間活力を導入した管理・運営の仕組みを検討

実験の目的

- ・大門・丸之内地区は、駅などの交通拠点から一定の距離がある
- ・歴史資源・観光資源である津城跡や観音寺へは、バス停留所から東西方面へ歩いて訪れる必要がある

交通拠点からのアクセス性や
エリア内の回遊性強化が課題

利便性の高い交通手段（シェアサイクル）を試験的に導入

交通拠点からの来訪性や地区内の回遊性が向上するかを検証

実施期間

令和6年8月26日(月)～令和7年2月25日(火)

実施事業者

株式会社Luup

実施エリア

大門・丸之内地区周辺及び津駅・津新町駅・津なぎさまち

シェアサイクルとは

エアプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

今回試行的に導入するシェアサイクルは、自転車をスマートフォンのアプリから手軽に利用できる、各所に設けたサイクルポートからサイクルポートへ乗り捨てできるなど、利便性の高い交通手段です。

配置する自転車

県内
最多規模！

電動アシスト自転車 55台(予定)



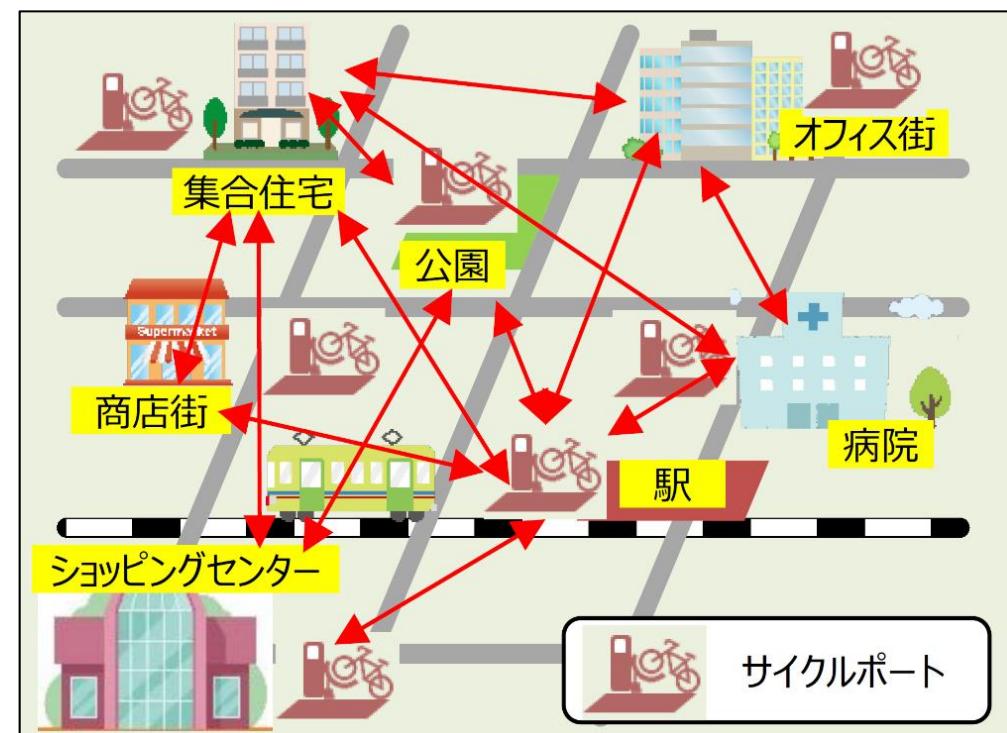
全長 1m10cm

全高 56cm

全幅 92cm

重量 30kg

国土交通省が示すシェアサイクル事業のイメージ



出展:シェアサイクルガイドライン(国土交通省)



サイクルポート設置場所

エアプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

県内最多の16か所に設置

大門・丸之内地区周辺及び津駅東口・西口、
津新町駅、津なぎさまち



シェアサイクルの利用方法

エコプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

スマートフォンから利用

STEP 1

Luupアプリをダウンロード
アカウント登録

アプリのダウンロードは
Luupホームページから
または
↓のQRコードから



※クレジットカードの登録が
必要

STEP 2

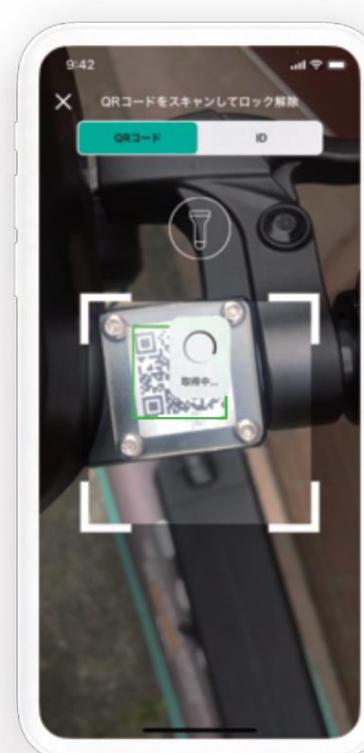
アプリでサイクルポート
を見つける



※乗りたい自転車を
予約可能

STEP 3

ハンドル横のQRコードを
読み取る



STEP 4

返却地のポートを
予約し乗車開始！



※力ギは自動で開錠されます。
※返却地は途中で変更可能

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

シェアサイクルの返却方法・利用料金

エコプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

返却方法

STEP 1

返却ポートに着いたら
アプリの「ライド終了」
をタップ



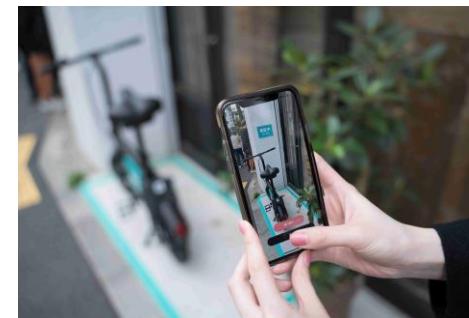
STEP 2

後輪の力ギを手で
しめる



STEP 3

ポート枠内の自転車を
写真撮影・送信



STEP 4

支払い完了

利用終了

利用料金

10分まで200円、以降1分15円
(税込)

例

15分間利用 200円 + 75円 = 275円
30分間利用 200円 + 300円 = 500円

観光や、ランチ、買い物、通勤などに
お気軽にご利用ください！

実施の目的

【地区の特徴】

大門・丸之内地区は、企業や公共施設が多く立地し、毎日6,000人以上が活動

【昨年度の実験】

令和5年度の道路空間活用実験
「ふらっと大門・丸之内」では、周辺の企業等から多くの人がまちなかへ回遊・滞留

恒常的な賑わい創出に向けて

地区の中心に位置するまん中広場にキッチンカーが定期的に出店できる環境を試行的に整え、恒常的な賑わいを創出



実施日等

令和6年9月からの毎月第2・4水曜日
11:00～14:00(予定)
※10月第4、11月第2水曜日を除く

実施場所

津市まん中広場
(津市大門276番地)



内容

- ・ キッチンカーが出店
(1日あたり5～7台程度)
- ・ イス・テーブルを設置

ランチ休憩が楽しくなる、居心地の良い滞留空間を創出

実験の目的

- ① 居心地の良い公園空間を創出した場合に人が来訪・滞留するか検証
- ② 公園の利用促進と新たな活用方法の発信
- ③ 民間活力を導入した管理・運営の仕組みを検討

実施日時

令和6年10月16日(水)～11月15日(金)

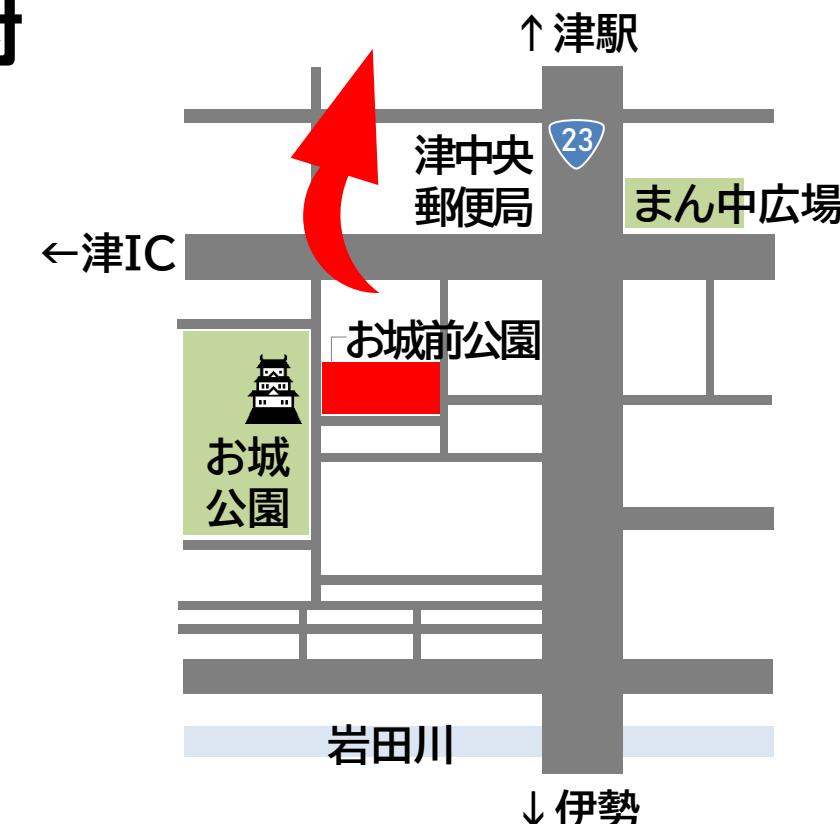
平 日:11:00～18:00

土日祝:10:00～16:00

1か月間
毎日実施

実施場所

お城前公園



公園空間活用実験の内容

エアプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

前半(10/16~31)

お城前公園全体を**憩いスペース**に

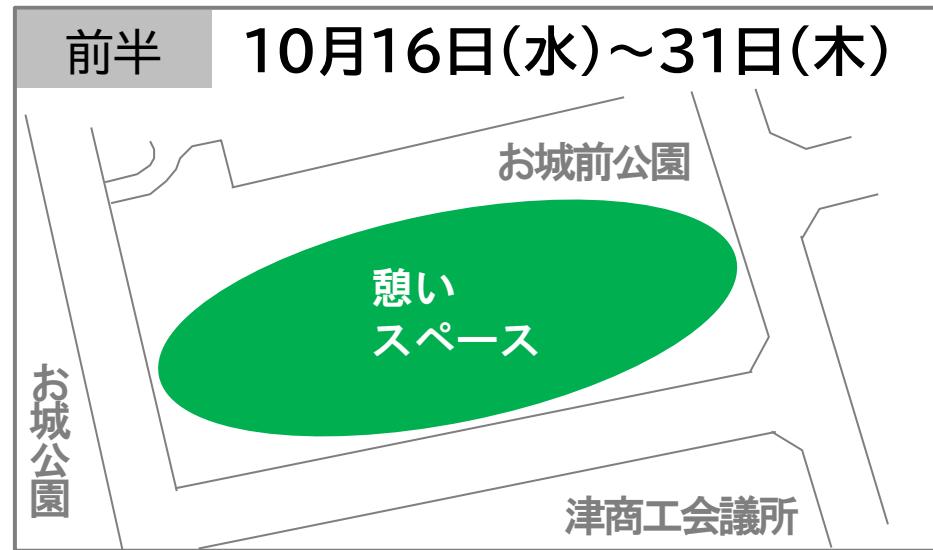
後半(11/1~15)

憩いスペースと**利活用スペース**に分ける

多様な楽しみ方が
できる空間を創出

前半

10月16日(水)~31日(木)



後半

11月1日(金)~15日(金)



憩いスペース

キッチンカーや出店ブース
を配置し、イス・テーブルなど
で飲食が楽しめる、**屋外
型カフェテラス**のような居
心地の良い公園空間



昨年の道路空間活用実験の様子

利活用スペース

自由な公園空間の利活用
について、個人・団体・事業
者等に**自由な発想**で活用
いたたく空間

例

マルシェ、作品展示、啓発・地域活動、サークル活動、
体験・教室等のPR等



出店者・利活用者の募集

エコプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」

募集期間

現在募集中

1次募集 8月26日(月)まで

※空いている日があれば、2次募集を実施

募集内容

	憩いスペース	利活用スペース
出店・利用期間	10月16日(水)～11月15日(金) ※出店は1日間から可能	11月1日(金)～15日(金) ※利用は半日から可能
募集内容	○キッチンカー ○出店ブース (弁当・ベーカリー・スイーツ・雑貨等)	自由な発想による公園活用の企画 ※個人・団体・事業者等、どなたでも申込できます。 例 マルシェ、作品展示、啓発・地域活動、サークル活動、体験・教室等のPR

申込方法

オンライン、FAXまたは直接お申込いただけます。
津市ホームページからオンライン申込・募集要項ダウンロード可能
募集要項は都市政策課の窓口でもお渡ししています。

憩いスペース
募集要項



利活用スペース
募集要項



問い合わせ



エリアプラットフォーム
「大門・丸之内 未来のまちづくり」事務局
〔都市計画部都市政策課
商工観光部商業振興労政課〕

TEL :059-229-3183
FAX :059-229-3336
E-Mail:daimon.marunouchi@gmail.com

快適な施設環境に向けて

安濃中央総合公園内体育館・久居体育館の 空調整備工事に着手



令和6年8月19日

整備事業概要

概要

令和4年12月に策定した「津市スポーツ施設整備計画」に基づき、サオリーナを補完する体育館として、日常活動から大会活動まで活用可能な安濃中央総合公園内体育館(メインアリーナ及びサブアリーナ等)及び久居体育館(アリーナ及び卓球室等)に、熱中症対策等の観点から、令和6年度に空調設備を整備

安濃中央総合公園内体育館

契約額 2億4,337万5千円

財源 緊急防災・減災事業債
(充当率100%、交付税措置70%)

整備内容

空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコンの整備

- 1階の廊下及びロビーに室内機を9台設置
- 2階のメインアリーナ(28台)、サブアリーナ(12台)、ロビー(2台)に室内機を計42台設置

久居体育館

契約額 1億7,651万7千円

財源 緊急防災・減災事業債
(充当率100%、交付税措置70%)

整備内容

空冷ヒートポンプ式ビル用マルチエアコンの整備

- 1階のロビーに室内機を4台設置
- 卓球室に空冷ヒートポンプ式パッケージエアコンを1組設置
- 2階のアリーナに室内機を21台設置

工事スケジュール・施設使用（安濃中央総合公園内体育館・久居体育館共通）

	令和6年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
工事 スケジュール	工期 令和6年7月3日～令和7年3月14日								
施設使用									
	準備・ 現場調査	キュービクル等の製作 屋外にて室外機等の設置工事	屋内にて室内機等の設置工事	①使用可能	②一部 使用可能	③使用不可	④使用可能		

- ① 令和6年12月まで…使用可能(屋外にて室外機等の設置工事)
 - ② 令和7年1月…一部使用可能(アリーナ2階観覧席の使用は不可、工事の状況により騒音など施設使用に影響する場合あり)
 - ③ 令和7年2月…使用不可(キュービクル(受変電設備)取換工事による停電等のため)
※窓口業務のみ対応可
 - ④ 令和7年3月…使用可能(2月末に工事作業完了予定)

予約受付

令和7年3月1日(土)以降の施設使用の予約は令和6年9月2日(月)から受付

空調設備の料金

令和7年4月1日から供用開始

安濃中央総合公園内体育館

メインアリーナ	全面	4,400円/時間
	1/2使用	2,200円/時間
サブアリーナ	全面	1,800円/時間
	1/2使用	900円/時間

【空調設備の利用方法】

施設の使用申請後、当日使用するまでの間に施設窓口にて申請

久居体育館

アリーナ	個人使用	全面	3,800円/時間
		1/2使用	1,900円/時間
卓球室	回数券 (12回)	中学生以下	50円→100円
		高校生以上・一般	100円→200円
卓球室	回数券 (12回)	中学生以下	520円→1,040円
		高校生以上・一般	1,040円→2,080円

※ 久居体育館卓球室の時間区分は ①午前9時から正午まで、
②午後1時から午後5時まで、③午後6時から午後9時30分まで

※ 久居体育館卓球室の現在発行している回数券は、令和7年3月31日までにご利用ください。

問い合わせ



- **体育館空調整備に関すること**
津市スポーツ振興課 電話:059-229-3254
- **施設利用に関すること**
安濃中央総合公園内体育館 電話:059-268-0100
久居体育館 電話:059-255-6081

手続きはお済みですか



9月1日から始まります

子ども及び妊産婦に係る医療費の窓口無料

妊婦歯科健康診査への費用助成

令和6年8月19日

妊娠期から子育て期にわたる支援

妊娠……妊娠5か月……出産……産後1か月……………中学校卒業

申請等

妊娠の届出

妊娠婦医療費助成の申請

子どもの医療費助成の申請

妊娠婦

9月～
開始

妊娠婦歯科健康診査
健診受診日時点で
津市内に住所がある妊娠婦

9月～
拡充

妊娠婦医療費助成
妊娠5か月から出産翌月末まで
の妊娠婦

子ども

9月～
拡充

子どもの医療費助成
中学校卒業までの子ども

子どもと妊産婦の医療費

現状

子どもの医療費助成

対象

0歳から中学校卒業までの
子ども（所得制限あり）

助成内容

医療機関で支払った医療費
の自己負担額について、
未就学児は窓口無料、
小・中学生は償還払い

妊産婦医療費助成

対象

妊娠5か月以上、出産翌月末日
までの妊産婦（所得制限あり）

助成内容

医療機関で支払った医療費の
自己負担額のうち、本人負担額
(1,500円)を超えた分を償還
払い

中学校卒業までの子ども・妊産婦 全額窓口無料

9月1日
から

所得制限撤廃

小・中学生も窓口無料に

妊産婦の本人負担ゼロに

子どもの医療費助成の受給資格証

1 現在、子どもの医療費助成を受けている方は 更新手続不要

- 9月から使用する受給資格証を8月19日(月)に発送

2 所得制限撤廃により新たに助成対象となる方は 交付申請が必要

- 5月29日、所得制限撤廃により新たに対象となる子どもの保護者宛に案内文と申請書、返信用封筒を郵送(3,267件)
- 7月4日、未申請の方へ2回目の申請案内を郵送
- 7月25日現在で2,913件の申請があり、受給資格証を8月5日に発送。転入等でこれから申請される方には随時、受給資格証を発行しますので、8月末日までに手続きをしてください。

妊産婦医療費助成の受給資格証

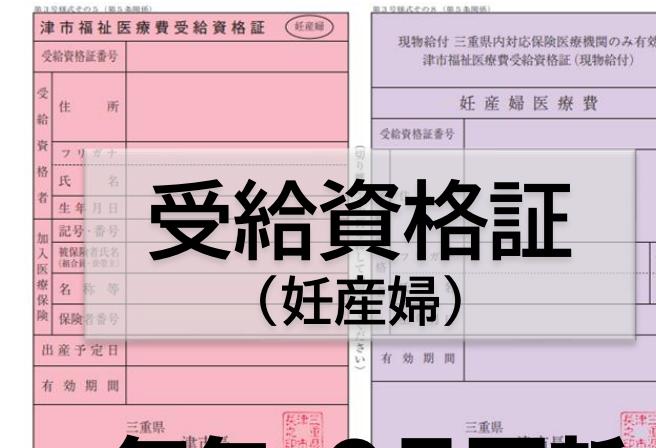
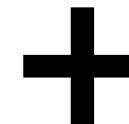
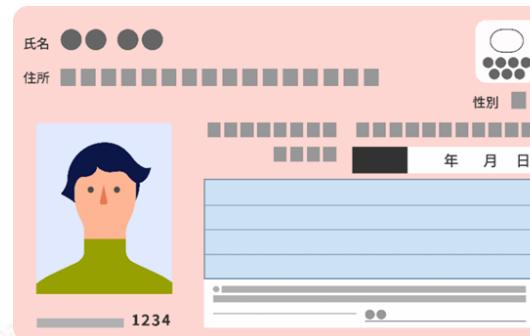
- 1 現在、妊産婦医療費助成を受けている方は
更新手続不要

 - 9月から使用する受給資格証を8月21日(水)に発送
- 2 所得制限撤廃により新たに助成対象となる方は
交付申請が必要

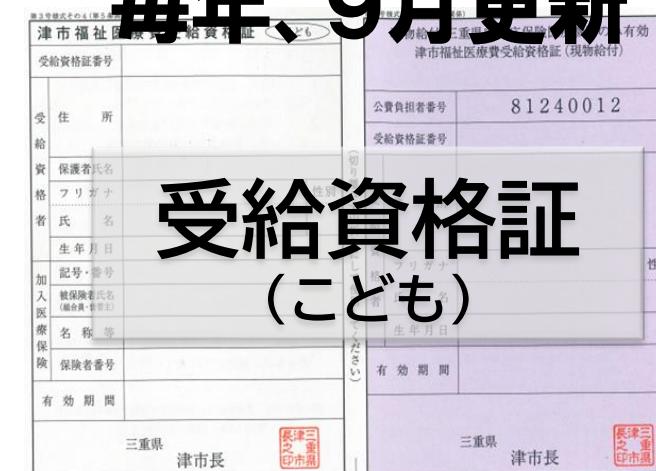
 - 転入等でこれから申請する方、妊娠5ヶ月になった方は、
交付申請が必要（隨時、受給資格証を発行します）
 - 既に申請された方には、9月から使用する受給資格証を
8月21日(水)に発送

医療費助成の受け方

受診の際には、マイナ保険証または保険証と一緒に受給資格証を医療機関等の窓口で提示してください。受給資格証を提示して受診することにより、9月1日から窓口無料となります



毎年、9月更新



窓口無料には受給資格証が必要です！



妊婦歯科健康診査の費用助成を開始

助成内容

妊娠中に1回、歯科健康診査費用を無料で受診できます

対象者

令和6年9月1日以降、受診日に津市に住民登録がある妊婦

受診方法

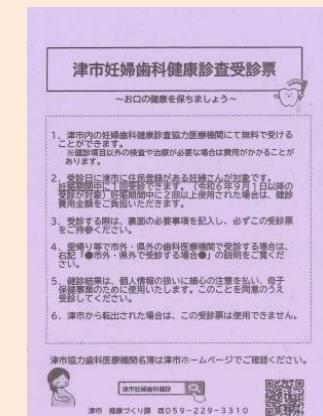
受診時にお持ちいただくもの

- ・母子健康手帳
- ・津市妊婦歯科健康診査受診票
- ・健康保険証
- ・妊産婦医療費助成の受給資格証 ※

※妊娠5か月以降、申請により受け取ることができます



母子健康手帳



妊婦歯科健康診査受診票

妊婦歯科健康診査受診票

7月31日以前に
妊娠届出を提出した人

出産予定日が9月から10月の方
→8月9日(金)に郵送済み

出産予定日が11月から翌年3月の方
→8月27日(火)に郵送予定

8月1日以降に
妊娠届出を提出した人、
提出する予定の人

妊娠届出の提出時にお渡し

問い合わせ

○妊婦歯科健康診査については
健康福祉部健康づくり課

TEL : 059-229-3310
FAX : 059-229-3346

○妊産婦及び子どもの医療費助成については
健康福祉部保険医療助成課

TEL : 059-229-3158
FAX : 059-229-5001

〒514-8611 津市西丸之内23番1号



児童手当が令和6年10月分から拡充

本日 案内通知を発送

申請が必要な方の受付開始

令和6年8月19日

児童手当制度改正の概要

令和5年12月22日閣議決定

「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化と
全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を図るため
次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての
位置付けを明確化するため、児童手当を抜本的に拡充

児童手当の拡充の内容

- 所得制限の撤廃
- 支給期間を高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額を月3万円へ増額
- 支払月を隔月(偶数月)の年6回へ増加
- 多子加算の対象を拡大

児童手当制度改正の内容①

■ 所得制限の撤廃

	改正前	改正後
所得制限	所得制限あり	所得制限なし

※受給者は引き続き**父母のうち所得の高い方**となります

■ 支給対象の拡大

	改正前	改正後
支給対象 児童	中学校修了前までの児童 〔15歳到達後の 最初の年度末まで〕	高校生年代 までの児童 〔 18歳 到達後の 最初の年度末まで〕

児童手当制度改正の内容②

手当額の増額

	改正前	改正後
手当月額	<ul style="list-style-type: none">3歳未満 15,000円3歳～小学校修了まで 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円中学生 10,000円所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 (特例給付) 5,000円所得上限限度額以上 なし	<ul style="list-style-type: none">3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円

児童手当制度改正の内容③

■ 支給月の増加

	改正前	改正後
支給月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(偶数月)

■ 多子加算対象の拡大

	改正前	改正後
多子加算の数え方	18歳到達後の最初の年度末までの児童を、年長者から第1子、第2子、第3子と数える	22歳到達後の最初の年度末までの子に対し親が経済的負担等をしている場合、年長者から第1子、第2子、第3子と数える

申請等の手続きが不要な方

- 下記対象者に受給者と支給対象となる児童が同居している場合、
公簿等で確認後、**8月19日に額改定に係る案内通知を送付**
- **11月末頃に児童手当額改定(増額)の通知を送付予定**

1

中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育しており、
高校生年代の児童が支給要件対象児童に既に認定されている方

2

多子加算の対象となる子を3人以上養育しており、すべて中学生以下の方

3

令和6年9月分の特例給付(児童1人あたり5,000円)を受給している方

対象者数

1 + 2 + 3 = 6,000人程度

申請等の手続きが必要な方①

- 同一世帯内に申請が必要な児童がいる方へ8月19日に申請書類を送付
 - 10月31日までに申請いただいた方には、11月末頃に通知を送付予定
- ※公務員の方は、勤務先で手続きをお願いします

1

中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

対象者数

3,800人程度

2

所得上限限度額超過で特例給付の支給対象外である方

対象者数

1,000人程度

必要書類

- 児童手当認定請求書
- 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- 国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員の方は健康保険証の写し
(請求者が3歳未満の児童を養育している場合)
- 対象となる児童と別居している場合は別居監護申立書等

添付書類

申請等の手続きが必要な方②

3

児童手当を受給中で支給要件児童と認定されていない高校生年代の児童を養育する方

必要書類

児童手当認定請求書

添付書類

原則不要

※対象となる児童と別居している場合は別居監護申立書

4

高校生年代までの児童を養育しており、新たに多子加算の対象となる18歳年度末～22歳年度末までの子を含め3人以上の子を養育している方

必要書類

監護相当・生計費の負担についての確認書

添付書類

原則不要

※対象となる子が市外に居住の場合、マイナンバーがわかる書類の写し

対象者数

3 + 4 = 1,100人程度

5

対象となる児童が同一世帯にいない方

同一世帯内に申請が必要な児童がいる方については、案内や申請書類を送付しますが、同一世帯内でない場合、本市において把握ができないため、案内が送付されません。

今回の制度改正の対象となる方は、ホームページより申請書類をダウンロードし、こども政策課または各総合支所市民福祉課（福祉課）へご提出ください。

対象となるか不明な場合は、お問い合わせください。

申請受付期間

令和6年8月19日

こども政策課または各総合支所市民福祉課(福祉課)
にて申請を受付

10月31日までの
申請受付分

12月の支給日 (12/6) に
支払
※改正後初めての支払

11月1日以降の
申請受付分

2月の支給日 (2/7) 以降の
支給日に支払

令和7年3月31日

遡及可能となる申請の最終期限

最終期限を過ぎると、受付した月の翌月分から支給すること
となり、令和6年10月分に遡っての手当の支給・多子加算
の適用は不可



申請はお早めに！

健康福祉部こども政策課
〒514-8611 津市西丸之内23番1号
TEL : 059-229-3155
FAX : 059-229-3451

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。



ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。